

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

平成28年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 249,882 千円

（歳出） 地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 249,882 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者総合支援費	1,037,370	735,572			49,465	252,333
	乳幼児・児童医療費	96,954	17,162			13,078	66,714
	保育所運営費	319,518	460		38,466	45,989	234,603
	計	1,453,842	753,194		38,466	108,532	553,650
社会保険	国民健康保険会計繰出金	387,024	179,141			34,072	173,811
	介護保険会計繰出金	556,396	7,803			89,914	458,679
	計	943,420	186,944			123,986	632,490
保健衛生	予防費	80,992				13,274	67,718
	妊婦・乳児健康診査	25,290	334			4,090	20,866
	計	106,282	334			17,364	88,584
合計		2,503,544	940,472		38,466	249,882	1,274,724